

毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定例
令和7年8月15日

主要目次

告示

○ 特定計量器の定期検査の実施

○ 土砂災害警戒区域の指定の全部解除

○ 土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除

公告

○ 令和七年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集期間等

○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（五件）

○ 土地改良区役員の退任及び就任

特定調達公告

○ 入札公告

一 二 二 三 五 五

告

示

千葉県告示第四百二十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年八月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で行うこととした定期検査を除く。）

野田市				検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
日	令和七年十一月四	野田市桐ヶ作五一番地一	野	田市二川公民館	午後一時三十分から午後三時まで	〃	〃
日	令和七年十一月五	野田市木間ヶ瀬二、九三五番地	野	田市中野台三二五番地	午前十時三十分から午後三時まで	〃	〃
日	令和七年十一月六	野田市木間ヶ瀬公民館	野	野台区民会館	〃	〃	〃
日	令和七年十一月七	〃	〃	〃	〃	〃	〃

佐倉市				勝浦市				富津市			
令和七年十一月十日	野田市春日町一六番地の一	〃	〃	令和七年十一月十日	勝浦市新官一、三四三番地の一	〃	〃	令和七年十一月二日	富津市下飯野二、四四三番地	〃	〃
令和七年十一月十一日	野田市北コミュニティ会館	〃	〃	令和七年十一月十一日	勝浦市新官一、三四三番地の一	〃	〃	令和七年十一月二日	富津市役所	〃	〃
令和七年十一月十二日	野田市山崎二、〇〇八番地	〃	〃	令和七年十一月十二日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月三日	富津市小久保三、〇一四番地	〃	〃
令和七年十一月十三日	野田市南コミュニティ会館	〃	〃	令和七年十一月十三日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月四日	富津市中央公民館	〃	〃
令和七年十一月十四日	野田市鶴泰五番地の一	〃	〃	令和七年十一月十五日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月五日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十一月十五日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十一月十六日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月六日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十一月十六日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十一月十七日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月七日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十一月十七日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十一月十八日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月八日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十一月十八日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十一月十九日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月九日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十一月十九日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十一月二十日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月十日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十一月二十日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十一月二十一日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月十一日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十一月二十一日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十一月二十二日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月十二日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十一月二十二日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十一月二十三日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月十三日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十一月二十三日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十一月二十四日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月十四日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十一月二十四日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十一月二十五日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月十五日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十一月二十五日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十一月二十六日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月十六日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十一月二十六日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十一月二十七日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月十七日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十一月二十七日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十一月二十八日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月十八日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十一月二十八日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十一月二十九日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月十九日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十一月二十九日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十一月三十日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月二十日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十一月三十日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月一日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月二十一日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月一日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月二日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月二十二日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月二日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月三日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月二十三日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月三日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月四日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月二十四日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月四日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月五日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月二十五日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月五日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月六日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月二十六日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月六日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月七日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月二十七日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月七日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月八日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月二十八日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月八日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月九日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月二十九日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月九日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月十日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十一月三十日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月十日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月十一日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月一日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月十一日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月十二日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月二日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月十二日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月十三日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月三日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月十三日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月十四日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月四日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月十四日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月十五日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月五日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月十五日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月十六日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月六日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月十六日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月十七日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月七日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月十七日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月十八日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月八日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月十八日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月十九日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月九日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月十九日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月二十日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月十日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月二十日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月二十一日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月十一日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月二十一日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月二十二日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月十二日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月二十二日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月二十三日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月十三日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月二十三日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月二十四日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月十四日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月二十四日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月二十五日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月十五日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月二十五日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月二十六日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月十六日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月二十六日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月二十七日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月十七日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月二十七日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月二十八日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月十八日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月二十八日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月二十九日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月十九日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月二十九日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月三十日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月二十日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月三十日	野田市中央公民館	〃	〃	令和七年十二月三十一日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月二十一日	富津市湊七六五番地一	〃	〃
令和七年十二月三十一日	野田市中央公民館	〃	〃	令和八年一月一日	勝浦市興津一、二二二番地の一	〃	〃	令和七年十二月二十二日	富津市湊七六五番地一	〃	〃

安房郡鋸南町

令和七年十一月二十六日
令和七年十一月二十七日

安房郡鋸南町下佐久間三、四五八番地

安房郡鋸南町役場

"

"

"

備考

一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。

二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。

千葉県告示第四百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、令和七年千葉県告示第百七号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和七年八月十五日

区域の名称

藤原四

指定の区域

船橋市藤原三丁目及び市川市柏井町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

千葉県知事

熊谷俊人

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、令和七年千葉県告示第百十一号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和七年八月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

ち、次の図面に示す区域

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

令和七年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集期間等

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第一百四十四条、第一百七条第一項及び第一百八十条の規定による令和七年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集期間等は、次のとおりである。

令和七年八月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 募集期間、試験期日等

1 自衛官候補生

募集種目	募集期間	試験期日	試験方法及び試験場
自衛官候補生 （令和八年三月又は四月採用）	令和七年九月九日（火曜日）まで	令和七年九月十六日（火曜日）、十七日（水曜日）又は十八日（木曜日） 令和七年九月二十四日（水曜日）又は二十五日（木曜日） 令和七年九月二十七日（土曜日）	Web試験 受験者の自宅等 会場で行う試験 陸上自衛隊木更津駐屯地 木更津市吾妻地先 会場で行う試験 陸上自衛隊下志津駐屯地 千葉市若葉区若松町九〇二番地 会場で行う試験 陸上自衛隊松戸駐屯地 松戸市五香六実一七番地

2 二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官

募集種目	募集期間	試験期日	試験方法及び試験場
一般曹候補生 （令和八年三月又は四月採用）	令和七年九月二日（火曜日）まで	令和七年九月十八日（木曜日）、十九日（金曜日）又は二十日	Web試験 受験者の自宅等

航空学生（令和八年三月又は四月採用）		令和七年八月二十九日（金曜日）まで	（土曜日） 令和七年九月二十日（土曜日）又は二十七日（土曜日）	会場で行う試験 日本生命千葉駅前ビル 千葉市中央区新町三丁目一三番地 朝日生命船橋湊町ビル 船橋市湊町一丁目一番一号
--------------------	--	-------------------	------------------------------------	--

二 応募資格	
1 自衛官候補生	
募集種目	応募資格
自衛官候補生（令和八年三月又は四月採用）	採用予定月の一日現在において十八歳以上三十三歳未満の者（ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において三十三歳に達していない者に限る。）で、日本国籍を有し、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に定める欠格事項に該当しないもの

2 二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官	
募集種目	応募資格
一般曹候補生（令和八年三月又は四月採用）	採用予定月の一日現在において十八歳以上三十三歳未満の者（ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において三十三歳に達していない者に限る。）で、日本国籍を有し、かつ、自衛隊法第三十八条第一項に定める欠格事項に該当しないもの
航空学生（令和八年三月又は四月採用）	
次のいずれにも該当する者	
一 令和八年四月一日現在において、海上自衛隊にあつては十八歳以上二十三歳未満の者、航空自衛隊にあつては十八歳以上二十四歳未満の者で、次のいずれかに該当するもの	
1 高等学校又は中等教育学校卒業者（令和八年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）	
2 1と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（令和八年三月三十一日までにこれに該当する見込みのある者を含む。）	
3 高等専門学校第三学年次修了者（令和八年三	

月修了見込みの者を含む。）	
二 日本国籍を有し、かつ、自衛隊法第三十八条第一項に定める欠格事項に該当しない者	

三 受験申込先及び問合せ先	
市役所、町村役場又は自衛隊千葉地方協力本部（千葉市稲毛区轟町一丁目一番一七号 電話〇四三（二五一）七一一）	
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があつた。	
その届出は、令和七年八月十五日から十二月十五日まで縦覧に供する。	
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年八月十五日から十二月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	
令和七年八月十五日	
千葉県知事 熊谷 俊 人	
一 届出の概要	
1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
伊藤ビル 柏市青葉台一丁目二、二〇二番地三	
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	
谷岡緑化株式会社 代表取締役 谷岡正道 北海道苫小牧市日新町一丁目六番六号	
3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	
株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏 東京都立川市栄町六丁目一番地の一	
4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	
株式会社セレクション 代表取締役 山崎洋介 市川市湊新田一丁目六番八号	
5 変更年月日	
平成二十七年六月十四日及び同月十五日	
二 届出年月日	
令和七年六月十七日	
三 縦覧場所	
千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課	

第 1 4 0 6 7 号				千	葉	県	報	令和 7 年 8 月 15 日（金曜日）	
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出				大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。		その届出は、令和七年八月十五日から十二月十五日まで縦覧に供する。			なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年八月十五日から十二月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和七年八月十五日				千葉県知事		熊	谷	俊	人
一 届出の概要				1 大規模小売店舗の名称及び所在地		しいの木台ショッピングプラザ			
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等				株式会社新都市ライフホールディングス		代表取締役 田中伸和			
3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等				株式会社新都市ライフホールディングス		代表取締役 新居田滝人			
4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等				株式会社新都市ライフホールディングス		代表取締役 田中伸和			
5 変更年月日				令和五年七月三日及び令和六年十月十五日					
二 届出年月日				令和七年三月三十一日					
三 縦覧場所				千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課					
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出				大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。		その届出及び添付書類は、令和七年八月十五日から十二月十五日まで縦覧に供する。			
なお、当該大規模小売店舗を設置する者は、令和七年八月十五日から十二月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。									
令和七年八月十五日				千葉県知事		熊	谷	俊	人
一 届出の概要				1 大規模小売店舗の名称及び所在地		カインズホーム館山店			
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等				株式会社カインズ		代表取締役 高家正行			
3 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置				四か所		五か所			
4 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置				五か所		変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯			
5 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯				午前六時から午後九時まで		変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯			
6 変更年月日				令和七年七月三十日					
二 届出年月日				令和七年七月十六日					
三 縦覧場所				千葉県商工労働部経営支援課及び館山市経済観光部雇用商工課					
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出				大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。		その届出及び添付書類は、令和七年八月十五日から十二月十五日まで縦覧に供する。			
なお、当該大規模小売店舗を設置する者は、令和七年八月十五日から十二月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。				令和七年八月十五日					
一 届出の概要				1 大規模小売店舗の名称及び所在地		伊藤ビル			

柏市青葉台一丁目二、二〇二番地三 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 谷岡緑化株式会社 代表取締役 谷岡正道 北海道苫小牧市日新町一丁目六番六号 変更前の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前十時（年間百二十日に限り午前九時）、閉店時刻は午後九時五十分 変更後の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前七時、閉店時刻は午前零時 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分（年間百二十日に限り午前八時三十分）から午後十時まで 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前零時三十分まで 変更年月日 令和七年九月一日 届出年月日 令和七年六月十七日 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課		大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出及び添付書類は、令和七年八月十五日から十二月十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年八月十五日から十二月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年八月十五日	
届出の概要 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 しいの木台ショッピングプラザ 柏市しいの木台二丁目一二番地 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 田中伸和 東京都新宿区西新宿六丁目五番一号 3 変更前の開店時刻及び閉店時刻		千葉県知事 熊谷 俊人	
開店時刻は午前九時三十分、閉店時刻は午後九時 変更後の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前七時、閉店時刻は午前零時 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時から午後九時三十分まで 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前零時三十分まで 変更年月日 令和七年九月一日 届出年月日 令和七年六月十七日 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課		土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、いすみ市古沢土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。 令和七年八月十五日 千葉県知事 熊谷 俊人 一 退任理事 いすみ市岬町谷上二、〇四二番地 石野 政男 二 就任理事 いすみ市岬町谷上二、四五六番地一 白鳥 和男	
この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 入札公告 次のとおり一般競争入札に付する。 令和7年8月15日 千葉県企業局長 野村 宗作 1 入札に付する事項 （1）購入等件名及び数量 入退室管理機器等賃貸借、設置設定業務及び保守業務委託（その2） 一式 （2）調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 （3）履行期間 契約日から令和13年3月31日まで（賃貸借期間及び保守業務の履行		特定調達公告	

令和7年8月15日（金曜日）	
第14067号	期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日までとし、その前後の期間は機器等の導入及び撤去の期間とする。）
	(4) 履行場所 千葉県企業局長が指定する場所
	(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
	2 入札に参加する者に必要な資格
第14067号	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
	(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
	(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
	(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
	(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
第14067号	(6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
	3 入札書の提出場所等
	(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒262-8512 千葉県花見川区幕張町五丁目417番地24 千葉県企業局管理部経理課契約班 電話043（211）8589
	(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/
	(3) 入札説明書の交付期間 令和7年8月15日から9月3日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
第14067号	(4) 入札書の提出期限
	ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和7年9月25日午後5時
	イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和7年9月25日午後5時
	(5) 開札の日時及び場所 令和7年9月26日午前9時 千葉県企業局入札室
	4 その他
第14067号	(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
	(2) 入札保証金及び契約保証金
	ア 入札保証金 免除
	イ 契約保証金 千葉県企業局財務規程（昭和39年千葉県水道局管理規程第6号。以下「財務規程」という。）第145条の規定によるものとする。
	(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県企業局長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
第14067号	(4) 入札参加資格の確認
	ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
	(ア) 提出期限 令和7年9月3日午後5時
	(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。
	イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
第14067号	(ア) 提出期限 令和7年9月3日午後5時
	(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所
	(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。
	(6) 契約書の作成の要否 要
	(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県企業局長が判断した入札者であって、財務規程第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
第14067号	(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。
	(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の上水道事業会計予算又は工業用水道事業会計予算において

この契約に係る経費の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。 (10) その他 詳細は、入札説明書による。 5 Summary (1) Nature and quantity of the services to be required: The lease, the setting up and the maintenance of the access management devices (1set) (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 25 September, 2025 (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Administration Department, Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589	
---	--

購読料

本号

一部

二四円

発
行
者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八